

第百二十九号

認定証

青森県青森市問屋町一丁目

十一番二十七号

青森コミュニケーションティビジネス株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいづれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する。

有効期間

令和二年十月三十日から

令和七年十月二十九日まで

青森県公安委員会

